

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、白川町及び東白川村における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和7年7月31日

岐阜県知事 江山 勲英

町村名	期 日	時 間	場 所	対象地域
白川町	令和7年 9月2日 (火)	午後0時30分から 午後2時30分まで	黒川ふれあいセンター (白川町黒川1821-4)	黒川
	9月3日 (水)	午後0時30分から 午後2時30分まで	蘇原ふれあいセンター (白川町赤河1060-1)	蘇原
	9月4日 (木)	午前11時から 午後2時30分まで	J Aめぐみの美濃白川支店 (白川町河岐1728)	佐見川
東白川村	9月8日 (月)	午前11時から 午後2時まで	東白川村役場 (東白川村神土548)	全 域